

平成18年度第1回社会教育委員会議事録（議事要旨）

1 開催日時 平成18年5月18日（木）午後2時～4時40分

2 開催場所 浦安市文化会館 3階 中会議室

3 出席者

（委員）

舟田委員長、梅澤副委員長、山本委員、森委員、中村委員、津矢田委員、田中委員

（事務局）

生涯学習部長、同次長、生涯学習課長、同主幹、市民スポーツ課長、青少年課長、中央公民館長、富岡公民館長、日の出公民館長、中央図書館長、視聴覚ライブラリー館長、郷土博物館長、青少年センター所長（兼）青少年館長、生涯学習推進係

4 議題

（1）前回会議内容の確認

（2）協議事項

1）平成18年度 社会教育関係団体の認定について（7件）

（3）報告事項

1）平成17年度 事業実施報告について

2）浦安市市制施行25周年記念みんなのスポーツの集いの開催について

（4）その他

1）平成18年度社会人権教育地区別研修会（葛南地区）の開催について

2）教育委員会諮問の予定について

3）次回会議日程について

5 議事の概要

（1）前回会議内容の確認

平成18年度臨時社会教育委員会議の議事録について、事務局より報告を行った。

（2）協議事項

1）平成18年度 社会教育関係団体の認定申請について（7件）

消費者サポーター浦安 承認

四季彩 承認

シャンティヨーガ 承認

浦安吹奏楽教室 承認

浦安三番瀬を大切にする会 保留

浦安水辺の会 保留

浦安ファミリーバドミントン協会 承認

（3）報告事項

1）平成17年度 事業実施報告について

各担当課（館）長より内容を説明した。

2）浦安市市制施行25周年記念みんなのスポーツの集いの開催について

市民スポーツ課長より説明した。

(4) その他

- 1) 平成18年度社会人権教育地区別研修会（葛南地区）の開催について事務局より説明した。
- 2) 教育委員会諮問の予定について生涯学習課長より説明した。
- 3) 次回会議日程について
次回の会議は、平成18年7月20日の開催予定。

6 会議経過

(1) 前回会議内容の確認

前回開催の臨時社会教育委員会議の議事録について、事務局より報告を行った。

(2) 協議事項

1) 平成18年度 社会教育関係団体の認定申請について（7件）

平成18年度社会教育関係団体の認定申請について、新規に申請のあった団体（7団体）の概要を生涯学習課長より説明した。

その際に表明された質問及び意見は、次のとおりである。

《消費者サポーター浦安》

(質問) 消費生活に関する事務を所管している担当課で、社会教育関係団体としての優遇措置である施設使用料の免除やバス使用の配慮はできないのか。

(回答) 消費生活センターが担当しているが、団体を所管していないと思う。消費生活の問題も社会教育の範疇であると考えます。

(回答) 以前、教育委員会主催で「かしこい消費者になるために」という講座を開催した経緯がある。行政には消費生活センターという組織があるが、自分たちの生活を豊かにするという視点から社会教育の一環として位置づけても問題はない。

(質問) 今回、消費生活や環境問題の団体から申請があるが、これらが社会教育の範疇として認められるのか。本市での社会教育の位置づけを教えてください。

(回答) 自分たちで学習し、周囲に働きかけ、自分たちの生活を豊かなものにしていくことが社会教育であり、これに該当するものについては広範囲で認められる。

(質問) 記載されている団体の目的では問題ないと思う。しかし活動が活発になり、外からの刺激を受けてくると、本来の目的ではない社会運動に発展する懸念がある。

(回答) 社会教育のジャンルは生活全般となり、消費生活や環境問題についても含まれる。社会教育関係団体とは、主たる目的が社会教育活動を行っている団体という法の位置づけがある。その目的から逸脱することがあれば認定取り消しもあり得る。

一方、主たる目的が社会教育活動と考えたときに、団体の目的に記載されている「地域住民の消費者被害の防止に寄与する」については危惧するところであるが、この先どのような動き方をするかによって次の判断になると考える。

(意見) 今回申請のあったジャンルに類する認定団体を調べたところ、平成12年に1件存在していた。非常に他の認定団体とは色合いが異なる団体になると思う。認定することについて異論はないが、

きがかかりな部分については、今後、状況をみていく必要がある。

《四季彩》 質問・意見なし

《シャンティヨーガ》 質問・意見なし

《浦安吹奏楽教室》 質問・意見なし

《浦安三番瀬を大切にする会》

(質問) 講師プロフィールの資料が添付されていないが、どのような方を招聘しているのか。

(回答) ある事業を行う際にのみ講師を依頼しているので、固定した講師はいない。

(意見) 事務所が浦安水辺の会と同一というのは良くないので、認定する際には変更していただきたい。

(質問) 活動場所である日の出公民館では、活動の状況を知り得ているのか。

(回答) 直接お会いしたこともないし、話をしたこともない。活動日が日曜日であるので、職員も会う機会がない。

(意見) クリーンアップ大作戦にみられるように、どちらかという環境美化のボランティア的な要素を含む団体である。

(回答) 三番瀬を大切にする会では、毎年1回クリーンアップ大作戦を実施している。この事業は実行委員会形式により、実行委員長を浦安市長が務め、県・市・市教育委員会が後援している。このほかに、毎月三番瀬の清掃活動を行っている。

(意見) 社会ボランティア活動に比重がおかれている。生活を豊かにしていくという視点から見ると社会教育から外れてはいないが、そのような見方をすると全部が社会教育の範疇に入ってくる。自らを研鑽していくのが社会教育活動であるので、この団体に関して言えばボランティア活動が主体的である。

(回答) ボランティア活動を行うにあたっての自己研鑽は必要となる。ボランティア活動が社会教育であるか否かはいろいろ意見が分かれるところであるが、ボランティアを行うにあたって自己研鑽や活動を行うことで、住みよい地域づくりに繋がるものと考える。

(質問) 倉渕町との上下流交流とはどのようなものか。

(回答) 倉渕町の自然等を活用してどのような社会教育活動ができるかを下調べするために、市職員と一緒に団体も視察を行っている。

(回答) 三番瀬の保全・再生の検討について、行政で検討チームをつくり対応策を協議している。18年度からは生涯学習部も検討委員として参加してほしいとの要請があり、環境学習も生涯学習として取り込んでいこうという考え方である。生涯学習部からみても、市域三方を水辺に囲まれているという環境立地からみても、環境団体と協働しながら学習環境、支援関係を行っていく必要があると考える。

(意見) 活動内容は良いが、活動費の約半分を協賛金で賄い、他団体には見られない状況である。収益活動を結果的に行っているという解釈ができないこともない。

(回答) 三番瀬をPRするため、団体や企業も含めて人集めを行うものである。その活動を行うために団体や企業等から協賛金をいただき、活動に充当している。実際、どのような団体や企業から協賛金をいただいているかは、詳細な資料を持ちえていない。

(意見) 協賛金がかなりの額であり、予算の半分を占めている。協賛金の使途について、次回会議でも構わないので示してほしい。

(回答) 前回答申の中で、NPO法人への対応の方針が指摘されている。社会教育関係団体で協賛金や収益金という項目が出てくるのは稀なケースであり、この部分が答申で指摘されていることと繋がる点である。しかし、社会教育の中でNPOの対応については、まだはっきりとした結論が出ていない状況である。

(意見) 答申作業中、どのような活動内容で、どのようなNPO団体が設立されてくるのか未定な部分が多いので、見守っていこうという意見が多く出た。

(質問) 団体会費の2団体とは、どのような団体であるのか。

(回答) 市職員組合とベイシティ自治会である。昨年までは生活クラブを含め3団体であった。

(質問) 団体に対して毎年啓蒙活動を行い、参加を促しているのか。

(回答) 所属している団体には声をかけているものとする。

(意見) 社会教育関係団体として申請してきた意図が見えない。

(回答) 先ほども説明したが、社会教育活動は様々なジャンルにまたがっている。社会教育の実践箇所は公民館が主たる教育機関であり、様々なジャンルを先駆けて行ってきたが、行政当局においても市民への啓蒙活動として様々な講座を手がけるようになってきた。社会教育で行うよりも行政当局の方が専門性は高いので、それを生かした学習ができることは確かである。

しかし、そのような状況の中で、環境学習については環境保全課で行うことが適していると言えるが、一方、社会教育に求められたとき果たして拒むことができるのかという問題が残る。

(意見) 団体予算が、昨年度70万円、今年度40万円であり、30万円の差がある。毎年変動性があるのか確認してほしい。

(結果) 今回は保留とし、事務所所在地や協賛金等の疑義のある箇所を団体に確認いただき、次回会議で報告していただきたい。

《浦安水辺の会》

(意見) 団体の活動目的は異なると思うが、活動内容の一部や事務局が「浦安三番瀬を大切にする会」と同じである。

(回答) 境川や旧江戸川の問題などを含め、活動の対象が三番瀬を大切にする会よりも広範囲である。

(意見) 社会教育関係団体として与えられる優遇措置が、団体にとってメリットがあるかどうか分からない。

(回答) 優遇措置を受けられる利点よりも、社会教育関係団体として認められたという実績がほしい団体もある。

(結果) 今回は保留とし、事務所所在地が浦安三番瀬を大切にする会と同一な理由を団体に確認いただき、次回会議で報告していただきたい。

《浦安ファミリーバドミントン協会》 質問・意見なし

(3) 報告事項

1) 平成17年度 事業実施報告について

平成17年度事業実施報告について、各担当課(館)長より内容を説明した。

その際に表明された質問及び意見は次のとおりである。

(質問) 学校・地域連携推進事業は、今年度は何団体から申請がきているのか。

(回答) 16団体から申請がきている。

(質問) 青少年交流活動センターの稼働状況についてお聞きしたい。

(回答) 開館当初の12月から2月にかけては約20%の稼働率であったが、3月には春休みということもあり、かなりの稼働率となった。教育委員会ホームページには施設の概要説明とあわせ予約状況も掲載している。インターネット予約ができるシステムを取り入れるなど、平日の稼働率を増やすための方策により、遠方からの宿泊利用者が増えている状況である。

(質問) 公民館事業の評価は、延べ利用人数で判断すべきなのか。また、同じ人が何度も利用している状況はあるのか。

(回答) 年4回発行している情報紙「ルネッサンス」や事業周知チラシにより様々な場面で目に触れるように広報を重視しているほか、すべての市民に様々な場所で学習機会を提供できるよう参加対象に漏れがないかを確認し事業を展開している。ニーズがあれば市民講座を開催する必要もある。そういう意味では教育基本法や社会教育法の公民館設置目的に基づいて様々な事業を組んでいくことになる。社会教育法の中で公民館は、実際生活に即する教育・学術・文化に関する各種事業を行って、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することが目的となっているので、様々な生活課題を取り入れながら事業を計画していくことになる。

(質問) 視覚障害者へのパソコン指導について教えてほしい。

(回答) 2年前から総合福祉センターに事業をお任せし、障害者向けの講習会を開催している。ハード・ソフトが揃っているので、講習会を開催できる状況にある。

(質問) 一般向けのパソコン講習は行っていないのか。

(回答) 平成13年度より現在までパソコン講習会を行っているが、毎回希望者が多く、抽選となる。

また、初心者教室の卒業者が自宅学習で不明な箇所が出てきた際に、集合事務所4階でボランティアによるサポート事業を開催している。

なお、視覚障害者向けのパソコン指導についても情報政策課で情報を把握しているの思うので、確認していただきたい。

(質問) 青少年海外派遣について、生徒にはどのような周知方法をとっているのか。

(回答) 公立中学校の場合は、学校長の推薦により1校1名を選出している。中学2・3年生を対象とし、人数分のチラシを作成し、学校を通じて全校生徒に配付し周知している。なお高校生については一般公募により、広報紙を通して周知している。

(質問) 図書のリターン率はどれくらいか。

(回答) 16年度から図書館入り口に盗難防止用のシステムを導入し、導入以前と比較し不明図書については3分の1程度に減少している。また貸出期限内で返却されない書籍も若干ある。

(質問) 以前は貸出期間が過ぎると督促状が送られてきたが、最近でも

行っているのか。

(回答) 予約が入っている書籍の場合は、返却期限後に電話連絡を入れ返却を促している。そのほかのケースでは、一定期間を設けても返却がない場合には、ハガキでお知らせしている。

2) 浦安市市制施行25周年記念みんなのスポーツの集いの開催について

6月11日に開催するみんなのスポーツの集いについて、市民スポーツ課長より説明した。

(4) その他

1) 平成18年度社会人権教育地区別研修会(葛南地区)の開催について

7月12日に開催される社会人権教育地区別研修会について事務局より説明した。

2) 教育委員会諮問の予定について

2007年問題(団塊の世代)について委員の皆さんの意見や考えをお聞きしたいことから、次回会議で諮問を行うことを生涯学習課長より説明した。

その際に表明された質問は、次のとおりである。

(質問) 公民館運営審議会でも同様な答申を協議していると聞いたが、答申時期はいつごろになるのか。

(回答) 公民館運営審議会には昨年11月に諮問し、今年7月末を目途に「2007年問題と公民館事業のあり方」として答申される予定である。

(意見) 公民館運営審議会の答申と重複しないように諮問してほしい。

(回答) 社会教育委員への諮問は、生涯学習全般に対するものとなる。

(意見) 市川市では、学校施設開放の費用は無料であったが、9月1日より受益者負担になると説明がされ各団体から反発がでてきている。その理由には学校施設を利用している方と利用していない方との負担のバランスを考える必要があること、夜間照明設備を良好な状態で管理するには財政事情が難しいこと、学校施設開放に係る電気料負担が大きいとのことである。

前回の答申で社会教育関係団体の優遇措置を原則廃止ということも触れているので、制度を改変する際にはよく協議して欲しい。

(回答) その部分については答申が出されているので、これから検討していく。

(回答) 答申をいただいているので行政としてどうするかという動きが当然でてくる。経過措置が2年間であり、今年度最終年となるので、答申に沿ったものを具体的に考えていく必要がある。

先ほどの市川の件については、本市では基本的に学校施設を有料施設として位置づけしていない。

3) 次回会議日程について

次回の会議は、平成18年7月20日の午後2時から中央公民館で開催する予定である。

以 上